令和7年度パラスポーツ指導員等派遣事業実施要項

1 目的

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会(以下「協会」という。)は、パラスポーツ指導員等の支援として申請した団体に対し、パラスポーツ指導員等を派遣することによって障害者スポーツの普及振興に資することを目的とする。

2 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

- 3 対象事業・団体
- (1) 申請団体よりパラスポーツ指導員等の派遣申請のあった事業とする。
- (2) 事業は、営利を目的とせず、かつ、地域における障害者スポーツの普及振興を図る事業とする。
- (3) 事業の申請団体は、以下のとおりとする。
 - ア 区市町村
 - イ 地域スポーツクラブ
 - ウ 福祉・医療関係機関等
 - エ 学校
 - オ その他、障害者スポーツ事業を企画する団体
- 4 パラスポーツ指導員等の要件
- (1) 公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員
- (2)協会の運営する障害者スポーツボランティア情報配信システム「TOKYO 障スポ&サポート」登録者
- (3) その他、事業実施に必要とされる指導者等
- 5 派遣回数
 - 一つの団体に派遣する回数は年間12回を上限とする。
- 6 派遣人数

事業に必要な最小限度の人数を調整して派遣する。

7 費用負担

派遣に要する費用は協会が負担する。

※ ただし、協会の定める講師等謝金支払基準表に準じるとともに、事業年度予算の範囲内とする。

8 申請方法

申請団体は、申請書(様式2)に必要事項を記入し、提出すること。また、その際に事業の周知資料、事業の計画書・開催要項等を添付すること。

9 決定方法

- (1) 協会は、申請団体及び実施事業の内容等を確認・調整を行う。
- (2) 協会は、派遣される指導員等から事前に「派遣同意書」(様式3)及び「口座確認同 意書」(様式4)を受理する。
- (3) 協会は、派遣される指導員等を決定し、申請団体へ決定の通知をする。

10 申請先

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12 階 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 スポーツ振興部 地域スポーツ振興課 TEL 03-6265-6001 FAX 03-6265-6077 メール: chiiki-spo@tsad.or. jp

11 その他

- (1) 東京都が実施する「区市町村スポーツ推進事業費補助金」の対象事業を除くものとする。
- (2) 事業実施に係る相談は、原則として実施日の2か月前とする。

附則 この要項は、令和7年4月1日から施行する。